

関西福祉大学

令和5年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和6年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

関西福祉大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学は、建学の精神である「人間平等」「個性尊重」「和と感謝」を踏まえ、兵庫県赤穂市との公私協力方式に基づき「地域社会の発展に貢献する開かれた大学」として、地域社会に貢献することを目指して、大学の使命・目的及び教育目的を定め、学則及び大学院学則に具体的に明文化するとともに、人材養成の目的等を適切に定めて大学の個性・特色とともに明示し、役員、教職員が参画する中で具現化している。これらは、令和2(2020)年3月に策定した「学校法人関西金光学園中期経営計画書（令和2年度～令和6年度）」（以下「中期経営計画書」という。）の基本方針に反映、実行し、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に基づく教育目的等を達成するための教育研究組織を適切に整備している。

「基準2. 学生」について

大学の教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーは、学部・学科ごとに適切に定め、学生募集要項等で周知している。それぞれのアドミッション・ポリシーに沿った選抜区分、試験科目等が設定され、「学びマッチング特別選抜」など多彩な選抜方法を公正かつ妥当な方法により実施している。教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営するとともに、全学生に「アカデミック・アドバイザー」を付け、オフィスアワー等を通じて、学生への助言・個別指導の体制を適切に整備している。学内の「バリアフリーマップ」を公表し、障がいのある学生への配慮も適切に行っている。学修支援及び学修環境に関する学生の意見・要望は、「意見箱『ボイス』」、学生満足度調査を行い、所掌委員会、部署等において検討の後、回答案を周知するなど、学生の意見をくみ上げるシステムを適切に整備し、学修支援体制の改善に反映している。

「基準3. 教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーは、「関西福祉大学教育方針に関する規程」に定め、「学生ハンドブック」「院生ハンドブック」に掲載するとともにホームページ等を通じて適切に学内外に公表している。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定、卒業・修了認定に関する基準は、学則、大学院学則、履修規程等で明確に定め、厳正に適用されている。カリキュラム・ポリシーについても適切に学内外に公表し、これに沿って教育課程を体系的に編成している。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性は、学生への理解に配慮したカリキュラムマップで示している。三つのポリシーに基

づくアセスメント・ポリシーを策定し、学生の学修状況や「学修成果・行動アンケート調査」、授業評価アンケート等に基づき学修成果の点検・評価を実施し、その結果を各科目担当教員へフィードバックすることにより、教育内容・方法の改善に役立てている。

「基準 4. 教員・職員」について

大学は、学長を教学に関する最高責任者と位置付けリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、学長補佐会議をはじめ、教授会、研究科委員会等の意思決定プロセスに関わる組織体制について整備し、学則・諸規則により明確に定め、使命・目的の達成のための教学マネジメントを構築している。教育目的の実現のため、教員採用には公募制を取入れるなど、適切な教育人材の確保に努めている。教育活動の全学的向上を目的とした FD(Faculty Development)を推進するため、FD 委員会を設置し、教育内容・方法等の工夫・開発に取り組むとともに、SD(Staff Development)に関しても、外部研修への参加や DX 人材育成のためのオンライン研修の活用等も行い、職員力向上に努めている。外部研究資金獲得に向けた対策セミナーや研究倫理に関する講習会、コンプライアンス研修を定期的に行い、厳正に運用している。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

学校法人は、寄附行為及び同施行細則をはじめとする諸規則、ガバナンス・コードに基づき、誠実な経営・運営のための組織の構築に努めるとともに、法令等に定める情報の公表を適切に行っている。寄附行為に基づき理事を選任し、理事会においては法人の使命・目的等を実現するため、中期計画、各年度の事業計画を定め、その進捗管理のため、理事会・評議員会をはじめ、大学経営委員会等を定期的に行い、教学部門の意見を法人経営に適切に反映させるよう継続的に努力している。監事は適切に選任され、業務監査、財務監査のほか理事会・評議員会に出席し、意見を述べており、適切に職務を遂行している。評議員の選任も適切に行われており、良好な出席状況のもと、評議員会を適切に運営している。

「基準 6. 内部質保証」について

内部質保証に関しては、「関西福祉大学内部質保証に関する方針」を定め、内部質保証の推進に責任を負う学長補佐会議を置き、「関西福祉大学自己点検・評価に関する規程」(以下「自己点検・評価に関する規程」という。)に基づき自己点検委員会を設置し、三つのポリシーを起点とした自主的・自律的な自己点検・評価に基づく自己点検評価書を刊行し、ホームページで公表している。内部質保証の推進に当たっては、アセスメント・ポリシー、各種アンケート、「年間活動進捗状況報告」「年間活動報告書」等による点検・評価の結果をそれぞれ機関レベル、教育課程レベル、授業科目レベルの三つのレベルで相互に連携を図ることで実施し、これらを IR(Institutional Research)部門として事務局に設置された経営戦略室が統括・管理し、学内への共有を図るなど、PDCA サイクルの確立と内部質保証への不断の努力を行っている。

総じて、大学は、建学の精神を踏まえて大学の使命・目的及び教育目的を定め、福祉・

教育・看護の人材を養成すること等を通じて地域社会に貢献することを目指して誠実・実直に教育を実践している。赤穂市をはじめとした多数の連携・提携先との間でインターンシップ等を実践し、教職協働の中で大学の使命・教育目的の達成に尽力している。今後更に地域との連携を深め、地域社会に貢献する大学として発展することを期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域社会との連携・協力」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 「リベラルアーツと SDGs」～建学の精神と社会人基礎力～
2. L・L サポート体制（Learning と LifeDesign のサポート）

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学、大学院の使命・目的及び教育目的は、建学の精神を踏まえて、大学及び大学院学則に具体性をもって明文化し、簡潔な文章により定め、「学生ハンドブック」、ホームページ等に明確に示している。大学の建学の精神である「人間平等」「個性尊重」「和と感謝」を踏まえ、赤穂市と公私協力方式に基づき「地域社会の発展に貢献する開かれた大学」として、福祉・教育・看護の人材を養成すること及び教育・研究活動を通じて地域社会に貢献することを特色として明示している。社会的、地域的な背景や地元自治体等からの要望に応え、変化する時代や社会のニーズに柔軟に対応し、その都度使命・目的及び教育目的の見直し等を図っている。建学の精神に基づいた社会人基礎力向上への取組みとして令和 4(2022)年度から開講した「リベラルアーツと SDGs」については、FD としても機能しており、一層の充実を期待したい。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的等は、中期計画に反映されており、教授会等での審議、理事会での決定に基づき役員、教職員の理解と支持を得るとともに、これらの内容は、大学ホームページ、「学生ハンドブック」等において適切に学内外に周知され、また、教職員合同会議において徹底を図っている。使命・目的及び教育目的は、「中期経営計画書」の基本方針に反映、実行し、これらに基づき三つのポリシーが作成され、その達成を目指す内容としている。これを実現するために必要な教育研究組織を適切に整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の教育目的を踏まえて学部・学科ごとにアドミッション・ポリシーを定め、学生募集要項等で周知している。それぞれのアドミッション・ポリシーに沿った選抜区分、試験科目と配点が設定され、「学びマッチング特別選抜」など多彩な選抜方法を公正かつ妥当な方法により実施している。アドミッション・ポリシーに沿った試験問題、面接問題、採点基準を作成し、入試委員会が適切な体制のもと、運用及び検証を行っている。

学生の受入れについては、入学定員に沿った学生募集を行い大学全体では収容定員を充足している。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援を担う各種委員会に構成員として職員 1 人以上を配置し、教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営している。

学修支援を実効性のあるものとすることを目的として、全学生に「アカデミック・アドバイザー」を配置し、学生の状況に応じた助言、指導に努めている。専任教員のオフィスアワーについてはポータルサイト等で学生に周知するとともに、兼任教員への質問等については学生ポータルサイトの機能である「質問箱」を活用して対応している。

大学院の研究教育の充実振興、学部教育の充実及び育成を図ることを目的に、大学院生を対象とした TA の規則を制定し、必要に応じて活用している。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教員とキャリア開発課職員で構成された進路・就職委員会が中心となり、各種ガイダンス、就職活動支援講座等を計画・実施し、学生への助言・個別指導の体制も適切に整備している。

キャリア教育に関する科目を必修で開講し、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力・態度を育成している。

正課外での学びの場として「学習ステーション」を設置・運用し、学力の段階的な積上げや自主学習の機会を提供し、キャリア教育のための支援を行っている。国家試験対策を実施し、参加学生の国家試験合格率も上昇している。連携協定を締結する赤穂市、兵庫県社会福祉事業団等とのインターンシップ実施体制も整っており、実績を挙げている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生支援課及び学生委員会が、学生サービス、厚生補導等の支援を行い、生活支援、課外活動に関する指導・助言を行っている。健康管理センターに保健室、学生相談支援室を置き、健康相談や傷病の応急処置、臨床心理士の資格を持つ学内の教員や非常勤カウンセラーによる心理的・精神的相談、カウンセリングを行っている。

給付型奨学金を充実させ、経済的支援を行っている。コロナ禍においては「新型コロナウイルス感染症対策緊急支援給付金制度」に基づく支援を実施した。

また、100円で朝食を提供する「朝活」を同窓会組織の援助を受け実施するなど、学生生活の安定のための支援を適切に行っている。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

大学の校地・校舎ともに設置基準を満たしており、講義室、演習室、実習室、情報・LL教室、マルチメディア講義室、図書館、運動場、体育施設など教育研究に必要な設備を整え、有効に活用している。適切な規模の図書館を有しており、十分な学術情報資料を有している。開館時間も適切に設定されており、自習コーナー含め学修環境を整備している。

バリアフリーにも対応し、学内の「バリアフリーマップ」を作成し、バリアフリー環境をホームページで公表するとともに年次計画をもとに、適宜改善に努めている。

授業環境については、授業内容に応じて学生数を適切に管理するとともに、教育目的に沿って授業等が円滑に実施できるよう事務局と調整を図りながら整備している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援及び学修環境に関する学生の意見・要望は「意見箱『ボイス』」と学生満足度調査によって行っている。「意見箱『ボイス』」に投函された意見は、適宜学内で共有・連携

し、所掌委員会、部署等において検討の後、回答している。学生の意見をくみ上げるシステムを適切に整備し、学修支援体制の改善に反映している。

心身に関する健康相談、経済的支援の意見・要望にも「意見箱『ボイス』」を活用するとともに、学生支援課及び「アカデミック・アドバイザー」が把握に努め、対応を図っている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーは「関西福祉大学教育方針に関する規程」に定め、「学生ハンドブック」「院生ハンドブック」に掲載するとともにホームページ等を通じて適切に学内外に公表している。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定、卒業・修了認定に関する基準を学則、大学院学則、履修規程等で明確に定め、「学生ハンドブック」等で周知するとともに、各種規則に基づき厳正に適用している。大学院における学位論文審査基準はホームページ上で公表している。成績評価における客観的な指標として GPA(Grade Point Average)制度を導入し学生指導等に利用している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院の使命・目的及び教育目的に基づき学部及び研究科ごとにカリキュラム・ポリシーを策定し、これを「関西福祉大学教育方針に関する規程」に定め、「学生ハンドブック」「院生ハンドブック」やホームページ等を通じて適切に学内外に公表している。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性は、学生への理解に配慮した簡易なカリキュラムマップで示している。カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程は、各学部・学科及び研究科ごとに科目区分を設けて体系的に編成している。シラバスを整備し履修登録単位数の上限を定めている。教養教育は各学部・学科において体系的に編成し、共通教務委員会において教養科目の充実や見直しを行っている。教授方法の工夫・開発と効果的な実施については、FD委員会を中心として研修会等を実施して取り組んでいる。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院は学位プログラムごとのディプロマ・ポリシーにおいて、学修成果を身に付けるべき「素養・能力」として明示している。また、三つのポリシーに基づくアセスメント・ポリシーを策定し、学生の GPA、単位取得状況、資格取得状況や共通教務委員会が実施する「学修成果・行動アンケート調査」等により、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価を実施している。授業については学生による授業評価アンケートを実施し、その結果を各科目担当教員へフィードバックすることにより、教育内容・方法の改善に役立てるようにしている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は学長のリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、学長補佐会議をはじめ、教授会、研究科委員会等の意思決定プロセスに関わる組織体制について整備し、学則・諸規則により明確に定めており、使命・目的の達成のための教学マネジメントを構築している。

学長は、学校教育法に基づき、教授会に意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要事項を「関西福祉大学教授会規則」及び諸規則で明確に定め、周知している。

法人及び大学は、教学部門及び法人経営部門のそれぞれの意思決定プロセスにおける職員の配置・参画について、その役割等を規則で明確に定めており、効率的な教学マネジメントに努めている。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院は、設置基準や各種免許・資格関係の認定基準に定められた必要な教員数を確保している。

大学及び大学院は、「関西福祉大学教員選考規則」等の諸規則を定めており、教員の採用に当たっては公募制を取入れ、昇任については教育貢献・学内貢献・研究貢献・地域社会貢献を加味した総合評価を行うなど、教育課程の適切な運営と教育目的の実現のため、適切な教育人材の確保に努めている。

大学は教育理念に基づく教育活動の全学的向上を目的とした FD を推進するため、FD 委員会を設置し、授業評価アンケート結果を踏まえた教員の自己点検レポートや毎年の FD 研修会、授業公開などを実施し、教育内容・方法等の工夫・開発に取り組むとともに、研修方法の検証・見直しを図っている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

全教職員を対象とする研修会として「国試教採就職等対策情報交換会」を実施し、各学部・学科が保有する知識や情報を共有し、課題に向き合うことにより教職員全体の資質・能力の向上を図っている。また、各種能力を身に付けるための外部研修への参加やDX人材育成のためのオンライン研修の活用等も行い、職員力向上に努めている。人事評価において、職員を対象とした「関西福祉大学職員人事評価規程」を定め、「人事評価制度の手引き」に基づき、個々の年間目標設定に対する進捗状況の把握と目標達成の確認を面談により行い、適切に評価することで人材育成に努めている。

4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境は適切に整備しており、専任教員の個人研究費は「関西福祉大学個人研究費規程」「関西福祉大学個人研究費の執行・管理に関する施行細則」に基づき適切に配分、執行、管理している。また、科学研究費助成事業は「関西福祉大学科研費執行マニュアル」に基づき、適切な執行、管理を行っており、「外部資金獲得推進委員会」が中心となり、科学研究費助成事業の獲得のための対策セミナーの企画、運営等を行うとともに、担当職員を配置して外部資金の獲得に向けた人的支援を行っている。研究倫理に関し、「関西福祉大学倫理審査委員会規程」「関西福祉大学研究活動に係る不正行為防止等に関する規程」「関西福祉大学競争的研究資金の執行・管理に関する規程」等、必要な規則、ガイドラインを定め、これらに基づき研究倫理に関する講習会及びコンプライアンス研修を定期的で開催し、厳正に運用している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

学校法人は、寄附行為及び同施行細則をはじめとする諸規則、ガバナンス・コードに基づき、規律のある誠実な経営・運営のための組織の構築に努めるとともに、法令等に定める情報の公表を適切に行っている。

学校法人の使命・目的等を実現するため、中期計画、各年度の事業計画を定め、その進捗管理のため、理事会・評議員会をはじめ、大学経営委員会等を定期的で開催し、教学部門の意見を法人経営に適切に反映させるよう、継続的に努力している。

大学は環境保全への配慮に取り組むほか、公益通報窓口の適切な設置、ハラスメント防止への組織的な取り組み、労働環境の改善、個人情報保護等、人権への配慮にも努めている。また、災害等緊急事態に備え、施設設備、各種危機管理・対応マニュアルを整備し、これらが適切に機能するよう、避難・防災訓練、救命救急講習などを実施している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は年3回の定例会と臨時会を開催しており、使命・目的の達成のために必要な重要事項として、理事の選任、法人全体の予算、事業計画の確実な執行、決算の承認、寄附行為、その他の重要な規則の制定・改廃、設置している学校の組織変更、学部・学科の入学定員、授業料改定等に関する議決・決定を適切に行っている。

理事の出席状況は良好であり、欠席時に提出する委任状についても議案ごとの意思表示を行い、適切に運用している。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長のリーダーシップを発揮できる仕組みとして、学園経営委員会、大学経営委員会を設置している。これらの組織は、法人と大学の各管理運営機関が相互チェックする体制として、適切に機能している。

大学における理事会審議事項等の重要事項については、理事長、専務理事、常務理事、学園本部長、学長、学部長、大学事務局長等で構成する大学経営委員会において事前に審

議を行っており、法人と大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を適切に行っている。

監事の選任は適切に行われ、業務監査、財務監査のほか理事会・評議員会に出席し、意見を述べており、適切に職務を遂行している。評議員の選任も適切に行われており、良好な出席状況のもと、評議員会を適切に運営している。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「中期経営計画書」において、経営改善計画における財務上の数値目標を掲げ、学生募集対策、人件費及び経費抑制計画等に基づき毎年度の予算編成方針を策定し、収支改善に向けた努力をしており、入学定員充足率の改善と年度予算計画の適切な実行により法人全体、大学部門とも収支バランスを確保している。また、外部資金獲得推進委員会が中心となって、科学研究費助成事業、私立大学等経常費補助金の獲得を継続的に取組んでいる。

資産運用においても、「学校法人関西金光学園資産運用規程」を策定し、資産の適正かつ効率的な運用を実施している。学校法人全体の財務健全性は高く、安定した財務基盤を維持している。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準及び法人の経理関連規則等に基づき適正に実施している。予算の執行は、「学校法人関西金光学園学校会計事務決裁規則」及び「学校法人関西金光学園学校会計事務決裁細則（大学部門）」に定める決裁区分に準じ、適正に管理しており、学生数の変動や事業の見直しなどにより予算とのかい離が生じた場合は、補正予算を編成している。監事及び監査法人による会計監査は、監査計画に基づき厳正に実施されている。また、「学校法人関西金光学園内部監査実施要領」に基づき内部監査を実施し、毎会計年度終了後、監事、監査法人及び内部監査責任者が、各々の監査結果について、理事長をはじめ法人本部役員と意見交換する監査報告会を開催し、各々が監査実施状況を的確に把握できるようにしている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針を定め、会議組織規則に基づき内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として学長補佐会議を置くとともに、内部質保証の基盤となる自己点検・評価に関する基本方針の策定と実施の統括を行う組織として「自己点検・評価に関する規程」に基づき自己点検委員会を設置するなど、内部質保証のための恒常的な組織体制を構築している。

内部質保証の推進に当たって、機関レベル、教育課程レベル、授業科目レベルの三つのレベルで相互に連携を図り、PDCA サイクルを構築することで、恒常的な教育研究活動の活性化に努めている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自主的・自律的な内部質保証として「自己点検・評価に関する規程」に基づき自己点検・評価を実施し、結果は評価書としてホームページで公表している。各種委員会から提出された「年間活動進捗状況報告」「年間活動報告書」に基づく自己点検・評価の結果は、学長補佐会議において再点検・評価され、これに基づき示される学長からの提言を教授会で共有し、改善につなげている。

内部質保証に必要な現状把握のための調査・データの収集・分析に関しては、各委員会や事務局において実施され、これらの結果は IR 部門として事務局に設置された経営戦略室が統括し、学内への共有を図るとともに、アンケート結果等をホームページで公表している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組み

の確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価、認証評価、設置計画履行状況等調査結果を踏まえて、「中期経営計画書」が策定され、これに基づき単年度の事業計画書が作成され、これらの事業活動は「年間活動報告書」等で進捗の点検・評価を行うことで、大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みを構築し、実施している。大学全体として三つのポリシーを踏まえた教育課程の体系的編成及び学修成果の点検・評価体制を整備し、アセスメント・ポリシーに沿った点検・評価、各種アンケートの集計・分析を通して教育の質保証活動を行っている。IR部門として設置された経営戦略室が分析結果の管理にとどまっている点はあるものの、学長補佐会議と自己点検委員会が連携することで継続的な PDCA サイクルを確立し、教育の改善・向上に努めている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域社会との連携・協力

A-1. 地域社会との連携・協力に関する方針の明確化と組織体制

A-1-① 地域社会との連携・協力に関する方針の明確化

A-1-② 地域社会との連携・協力に関する組織体制

A-2. 地域社会との連携・協力に関する具体的な取り組み

A-2-① 近隣市町との連携・協力

A-2-② 近隣高校との連携・協力

A-2-③ 産官学の連携・協力

A-3. 教育・研究成果の地域への提供

A-3-① 研修事業、公開講座、啓発交流事業の地域への提供

A-3-② 学生団体、部・サークル等による活動

【概評】

大学は赤穂市との公私協力方式によって開学しており、建学の精神に基づく基本理念の一つに「地域社会の発展に貢献する開かれた大学」を掲げ、地域社会との連携・協力に関する方針を学則第 1 条に明記している。附属地域センターと地域連携推進室を設置し、それぞれに委員会を置いて、諸種の連携・協力事業を展開している。

具体的には、赤穂市との間で「連携推進会議設置要綱」を制定し、近隣の岡山県備前市と兵庫県赤穂郡上郡町との間では包括連携協定を締結して人的連携等を行っている。また、

関西福祉大学

近隣市町にある 31 校の高等学校と連携協定を締結し、大学教員の出張講義や生徒のインターンシップの受入れ等を行っている。産官学の連携・協力としては、兵庫県社会福祉事業団・福祉施設等と連携協定を締結するほか、赤穂市とのスポーツ振興に関するパートナーシップ協定を締結している。「教育・文化・スポーツ」事業の展開として商業施設との連携も行っている。教育・研究成果の地域への提供という点では、学生団体、部・サークル等が地域の行事に参加することで地域貢献活動に積極的に取り組んでいる。また、研修事業、公開講座、啓発交流事業の地域への提供として、介護職員及びガイドヘルパーへの研修、市民向け講座と子ども支援セミナー、夏休みの子ども等に向けた啓発交流事業を行っており、更に地域活性化事業とまちの居場所づくり事業という地域での活動も行っている。

これらの取組みは地域の活性化と学生の教育に資するものであると同時に、若者の地域への愛着を深める活動でもある。今後の更なる発展を期待する。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 「リベラルアーツとSDGs」～建学の精神と社会人基礎力～

本学では、すべての人が「心豊かに生きる」ことのできる社会の実現をめざして、令和4(2022)年度から教養科目として「リベラルアーツとSDGs」を開講している。この講義は、福祉・看護・教育の学部の垣根をこえて、様々な学問領域を専門とする教員の講義から学び、持続可能な社会の実現に向けて挑戦する教養の素地を身につけることを目標としている。

また、「人間平等」「個性尊重」「和と感謝」という建学の精神を実現することはSDGsの達成にもつながると考えており、これらを学ぶことでそれぞれがめざす専門職として、卒業後も持続的に活躍できる社会人基礎力を養うものである。

講義は、オンデマンド形式で実施し、これからの社会で活躍する資質・能力の育成に資するために、第1回・第2回に学長・学園長の経験をもとに、これからの社会に通用する「人としての生き方」について学生が理解を深められるよう促している。そして第3回以降においては、本学の建学の精神を通した、社会を生き抜くための見方・考え方を学ぶ、各学部学科の教員による多領域にわたる講義を展開している。

2. L・L サポート体制(Learning と LifeDesign のサポート)

本学では、学生の将来なりたい姿を実現するために、教職員による「L・Lサポート体制」を推進している。

L・Lサポートの最初のLは、大学のLearning「学び」をサポートすること、次のLはLifeDesign「これからの将来設計・人生デザイン」をサポートすることを意味している。

Learning「学び」のサポートでは、授業の受け方、単位の取り方、レポートの書き方、ゼミの過ごし方といった学生の学び・学業を中心に学生生活全般の相談にも教職員が関わっている。一方、LifeDesign「これからの将来設計・人生デザイン」のサポートでは、大学でどのような力を付けておかねばならないのか、どのような人間に成長しておかねばならないのか、そのためにどのような勉強や体験をすべきなのか、目指す未来の姿とその実現に向かって、今やこれからのをどのように過ごすべきかを学生と教職員が一緒に考えている。

L・Lサポートをより効果的に実践するための諸策の一つとして、年度初めには「オープンオフィスアワー」を実施している。

オフィスアワーは、学生が教員の研究室を訪問し、気軽に、かつあらゆる質問や相談ができる時間であるが、特に新生を対象として年度初めに「オープンオフィスアワー」を設定している。これは、新生が所属する学部学科の教員を含む本学の全ての教員の研究室を自由に訪問できるようスタンプラリーを実施するなど、学部学科の垣根を越えて一人でも多くの教員の研究室を訪問する特別期間を設けるもので、新生の段階から、気軽に教員に相談できる雰囲気づくりやサポート体制を整えている。

